

軽自動車税の納期が平成21年度

4月納期から5月納期へ変更になります

軽自動車等(原動機付自転車等含む)の
名義変更・抹消(廃車)の手続きは3月31日までに!!

軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有している人に課税されます。そのため、軽自動車を下取りや廃車した場合に、名義変更や抹消の手続きが済んでいなければ、いつまでも元の所有者に課税されることとなりますので、名義変更や抹消の手続きは3月31日までに行ってください。

※車種により手続きを行う場所が異なります。詳細は下表をご覧ください。

軽自動車の種類	手続きを行う場所
原動機付自転車(50~125ccまで、ミニカー) 小型特殊自動車(農耕・特殊作業用)	役場住民課税務係 電話 476-1111(内線112, 113)
軽自動車(軽2輪, 4輪乗用・貨物) 2輪の小型自動車	鹿児島県軽自動車協会 電話 099-261-4011

軽自動車税の減免制度について

身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの人は、障害の程度により減免の措置を受けることができます。

【対象の範囲】身体障害者本人名義の軽自動車等で本人運転、もしくは生計を同じくする人がその人のために使用している軽自動車等について減免されます。

【必要な書類】1 納税通知書および納付書 2 印鑑 3 運転免許証
4 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳のいずれか
5 車両検査証(コピー可)

【申請期限】納付書発行日から納付期限7日前まで

※ 障害の程度により該当しない場合があります。また減免できる車は一人一台に限られていますので、自動車税(普通自動車)を減免される(している)人は、軽自動車税の減免は受けられませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 税務係 TEL 476-1111(内線112, 113)